



下田地区消防組合規則第2号

下田地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成**30**年**7**月**4**日

下田地区消防組合

管理者 下田市長

福井祐輔

下田地区消防組合規則第2号

下田地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
第2条の次に次の3条を加える。

(条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第2条の2 条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第3条第3号イの規則で定める場合)

第2条の3 条例第3条第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第3条第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)若しくは同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(条例第3条の2第2号の規則で定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第3条の2第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6月到達日」と読み替えるものとする。

第3条第2項中「第5条第4号」を「第5条第5号」に、「第12条第5号」を「第12条第6号」に改める。

第12条の次に次の2条を加える。

(育児短時間勤務の形態に係る規定)

第12条の2 条例第13条の規則で定める日数は12日とし、同条の規則で定める時間は16時間とする。

(条例第22条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第12条の3 条例第22条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

様式第2号中「第5条第4号」を「第5条第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。